

## 自治体を実施するB型・C型肝炎ウイルス検査結果が陽性であった皆様へ

# 初回精密検査費用助成のご案内

青森県では、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関※で精密検査を受けた際の検査費の自己負担分を助成しています。（※県が指定した医療機関）

対象者	県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する方 ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 イ 1年以内に県及び青森市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された方 ウ 県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した方 エ 県が指定した医療機関において、初回精密検査を受けた方
助成回数	1回
申請期間	精密検査を受けた年度内

※県が指定する医療機関とは、

青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定により県が指定する医療機関のことです。

詳しくは県のHP ([http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/hepatitis\\_subsidies.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/hepatitis_subsidies.html)) をご覧ください。

## 助成対象となる検査項目

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び以下の検査に関連する費用として県が認めた費用となります。ただし、医師が真に必要と判断したものに限りま。

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査(断層撮影法(胸腹部))	

## 助成に必要な書類

- ①肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書
- ②医療機関の領収書
- ③診療明細書
- ④振込先金融機関の口座がわかるもの(預金通帳の写し等)
- ⑤申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し
- ⑥肝炎ウイルス検査結果通知書の写し

## 検査費用助成の流れ

- ①県又は市町村が行うフォローアップに同意  
↓
- ②初回精密検査の受診及び支払  
↓
- ③必要書類を揃えて、フォローアップを受けている市町村、県の保健所又はがん・生活習慣病対策課へ申請書を提出  
↓
- ④審査の上、認められた額が口座に振込まれます。

## 定期検査費用助成のご案内

青森県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者・肝硬変患者・肝がん患者が定期的に受ける検査費用を助成しています。

対象者	県内に住所を有し、以下の <b>全ての</b> 要件に該当する方 ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む） ウ 住民税非課税世帯又は市町村民税所得割の合計が235,000円未満の世帯に属する者 エ 県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者 オ 青森県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者	
助成額	①住民税非課税世帯に属する方	→ 対象となる検査費用の全額
	②市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方	→ (慢性肝炎)1回につき支払額から2,000円を差し引いた額 → (肝硬変・肝がん)1回につき支払い額から3,000円を差し引いた額
助成回数	1年度2回（青森県肝炎ウイルス初回精密検査費用助成事業による助成を含む）	
申請期間	検査を受けた年度末まで	

### ※県が指定する医療機関とは、

青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定により県が指定する医療機関のことです。

詳しくは県のHP ([http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/hepatitis\\_subsidies.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/hepatitis_subsidies.html)) をご覧ください。

※要綱制定日前日までは、青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定により県が指定する医療機関に関わらず、保険医療機関での検査費用も助成対象となります。

## 助成対象となる検査項目

裏面の初回精密検査の助成対象に加え、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影（造影剤を使用した場合の加算等も含む）も助成対象となります。

※診療明細書や診断書の発行に係る費用は助成されません。

## 助成に必要な書類

※検査費用助成の流れは、初回精密検査費用助成と同様です。



- ①肝炎ウイルス定期検査費用請求書
- ②医療機関の領収書
- ③診療明細書
- ④定期検査費用振込先金融機関の口座の分かる書類（通帳の写し等）
- ⑤申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し
- ⑥世帯全員の住民票の写し
- ⑦世帯全員の市町村民税課税（非課税）証明書等、世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類
- ⑧定期検査費用の助成に係る医師の診断書（別紙様式2）

※以前に同じ知事から定期検査費用の支払いを受けた場合及び1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった方は除く。）については、別紙様式2による医師の診断書等の添付を省略することができます。

## お問い合わせ先